## 令和5年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和5年12月12日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

4 応招議員

1番議員 増 田 恭 子 2番議員 清 水 健 一 3番議員 佐藤明孝 4番議員 平川 勇 5番議員 川岸和花子 6番議員 岡戸章夫 8番議員 中根信一郎 9番議員 告 筋 惠 治 10番議員 中根幸男 11番議員 西田 彰

12番議員 亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 7番議員 加藤久幸

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 副町長 村 松 弘 太田康雄 教育長 野口和英 総務課長 平田章浩 防災監 小 澤 幸 廣 企画財政課長 佐藤嘉 彦 鳥 居 孝 文 税務課長 住民生活課長 鈴木知寿

福祉課長小澤貴代美 健康こども課長 朝比奈礼子 産業課長 長 野 了 建設課長 岡本教夫 鈴木孝佳 定住推進課長 森下友幸 上下水道課長 古川敏勝 塩澤由記弥 会 計 課 長 学校教育課長 病院事務局長 朝比奈直之 社会教育課長 三澤由紀子 監 査 委 員 朝 比 奈 篤

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

## 10 会議に付した事件

議案第78号 森町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 について

議案第79号 森町職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第80号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第81号 令和5年度森町一般会計補正予算(第9号)

議案第82号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第83号 令和5年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第84号 令和5年度森町水道事業会計補正予算(第1号)

議案第85号 静岡県市町総合事務組合の規約の変更について

議案第86号 森町道路線の認定について

認定第11号 令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算 認定について

----- 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

## <議事の経過>

議長 ( 吉筋惠治 君 )出席議員が定足数に達しておりますので、

これから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第78号「森町水道事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君)川岸です。お願いします。

今回、地方公営企業法に全部適用ということで、人口3万人未 満の地方公共団体についても、下水道事業が公営企業に移行する ということで、森町もそのようになるということだと思うのです が、この事業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進す るようにという目的で公営企業ということになります。この公営 企業になるにあたって、システムの改修とか、事務的な変更とか あるんじゃないかなと想像するんですけれども、その負担になる 補正みたいな増額の金額というのはあるのでしょうか。

議 長 上下水道

長

課

( 吉筋惠治 君 )鈴木上下水道課長。

( 鈴木孝佳 君 )上下水道課長です。

川岸議員のご質問にお答えをします。

公営企業会計法の適用に伴いまして、システムの改修等の必要 があるかどうかということでご質問かと思いますけれども、シス テムの改修につきましては、会計システムの新規の構築がござい

まして、その費用につきましては、令和4年度・5年度の債務負 担行為で3,267千円を予算計上しております。

議 長 5番議員 ( + 筋 惠 治 君 ) 5 番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 今回、特別会計から公営企業会計へとい うことで、下水道事業が今年度である程度取りまとめられるとい うか、新設の敷設等はこれで収まるということなので、ちょうど 新たなフェーズへ移行するときかと思いますけれども、この下水 道に関して、新たなビジョンの作成等は、ちょっと関連になりま すけど考えておられるかお聞きします。

議長

上下水道

課 長

| ( 吉筋惠治 君 )鈴木上下水道課長。

( 鈴木孝佳 君 )上下水道課長です。

川岸議員の再質問について、お答えをいたします。

下水道事業の新たなビジョンということのご質問かと思いますけども、森町の公共下水道事業につきましては、現在の第4期の事業計画が令和6年度までございます。その計画を終了次第、今後につきましては、区域の縮小等を検討しているところでございます。以上です。

議長

5番議員

(川岸和花子 君 )上水道も併せてというか同じ課題だと思うんですけども、人口が減少して、特にこの下水道会計というのは、受益者というものが町民の中でも割合が低い中で、償還金がやはりかなり大きい会計ですので、国からの補助金も入っておりますが、新設がなくなってから国の補助金というのは継続して貰えるんだろうかと心配しているんですけれども、償還も始まっていますので、その点はいかがでしょうか。

議 長

上下水道

課 長

( 告 筋 惠 治 君 ) 鈴木上下水道課長。

( 鈴木孝佳 君 )上下水道課長です。

川岸議員の再質問についてお答えをします。

公共下水道事業の国からの交付金につきましては、環境整備に付きます補助金整備の交付金でございまして、新しく管渠の築造がない場合には交付金等はございませんけども、地方交付税措置等がございますので、元利償還金、または繰り出し基準になった一般会計からの繰入については、地方交付税の措置がございます。以上です。

議長

( + 筋 惠 治 君 )他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君 )下水道の接続率が65パーセントから67パーセントぐらいということですけども、かなり会計的には厳しい 状況が今後も続くのではないかと思います。一般的には75パーセ ント以上の接続率がないと、なかなか下水道の事業というのは大変だというものを聞いていますが、公会計になってその辺の経営 状況は、今後どのように変わっていくのか心配しますけども、その辺は大丈夫なんでしょうか。

議長

( 吉筋惠治 君 )鈴木上下水道課長。

上下水道

( 鈴木孝佳 君 )上下水道課長です。

課 長

西田議員のご質問につきまして、お答えをいたします。

今後の下水道事業の会計につきましてということでご質問かと 思いますけども、今後につきましては、下水道の接続率向上に向 けまして努力をしていくとともに、公会計の適用に伴いまして、 新たに経営状況等を精査いたしまして、今後の下水道事業の経営 等について検討していきたいと考えております。以上です。

議長

( 吉筋惠治 君 )11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君 )速やかにそういった今後の状況を把握していくというのが必要ですので、大体2年とかそこらでそういった下水道の事業がどのように変わっていくかというのは精査できるのでしょうか。

議 長

( 吉筋惠治 君 )鈴木上下水道課長。

上下水道

( 鈴木孝佳 君 )上下水道課長です。

課 長

西田議員の再質問についてお答えをします。

経営状況につきましては、多額な費用と、整備の期間に長期の時間を要しましたので、経営状況につきましても、ある程度の期間、経営状況を見ていきまして、その中で経営の運営方法等については検討していきたいと考えております。以上です。

議長

( 書筋惠治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉 筋 惠 治 君 )「質疑なし」と認めます。

日程第2、議案第79号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、中根幸男君。

10番議員

(中根幸男君)10番、中根幸男です。

今回の職員定数条例の改正につきましては、2号に規定する町長の事務部局の職員を142名から153名の13人増員し、8号に規定する地方公営企業の職員を5人から10人の5人増員するというもので、実質的には18人の増員となります。このうち、地方公営企業の職員5人を10人にすることについては、ただ今の公共下水道事業が地方公営企業法の全部適用により、企業職員となることから、5人を増員するということはよくわかりました。しかし、理論的に言いますと、これまで公共下水道事業の職員は、町長の事務部局の職員で賄っていたということもあります。極論を言いますと、機構改革等がなければ、町長の事務部局の職員を5人減員しても良いということにもなります。

そこで、町長の事務部局の職員が13名増になった理由、当然これは機構改革が一つの要因だと思いますけれども、その辺の関係と、配属先の内訳がわかりましたら伺いたいと思います。

(平田章浩君)総務課長です。

中根幸男議員の質問にお答えをさせていただきます。

町長部局の13人増、実質的には18人増ということになっておるわけですけども、その内訳につきましては、機構改革によりまして、人員増が7人。あとは定年延長がございまして、3人の増。あとは課によって課長補佐を配置していない課が二課ありますので、そちらに課長補佐の配置で2名。それから、課長補佐と係長を兼務している部署が三つございまして、ここで3人の増。それから、近年の災害等々によります業務量拡大に伴う増員として3名。合わせて18人を予定をしております。これはあくまでも定数でございますので、機構改革の7人、それから定年延長の3人につきましては、6年4月に増員をしていきたいというものであり

議 長総務課長

ますけども、それ以外につきましては、町の方針等々を鑑みて定数の増というものでございます。以上です。

議 長 10番議員 ( 中根幸男 君 )10番、中根です。

これまでは行財政改革の一環として課の統合をしたり、職員定数を削減したりということが行われてきました。しかし、近年を見ますと、行政需要、行政ニーズに対応するという視点はもちろんあるかと思いますけれども、課が増設し、更に職員数も増えているという状況であります。

そこで、令和5年度当初予算の給与費明細書で試算しますと、 給与と共済費の合計で、1人当たりの平均が約680万です。これ には退職手当の負担金は入っておりません。仮に平均給与額約68 0万を18人増えたということで18人を掛けますと、1億2,240万と いうことになります。心配するのは、これだけ人件費が増額になって、財政的には大丈夫なのかという点が心配するんですけども、 その辺の財政的な見通しはどうか伺いたいと思います。

議 長 企画財政 ( 佐藤嘉彦 君 )企画財政課長です。

課長

ただ今の中根幸男議員の二回目のご質問にお答えをいたします。

当然職員数が増えれば、当然経常経費という形で経常経費も増加をしていくということでございます。ここ数年の社会変化の大きさであるとか、あるいは多様化する行政ニーズのスピードに対応するための定員管理計画、こちらの定員増についての提案というように理解をしてございます。当然、職員数が増えて経常経費が増えれば、経常収支比率といった指標にも影響を与えていくものであると認識をしておりますので、そこの点につきましては留意いたしまして、注視をしながら今後財政運営をしていかねばいけないと考えております。以上です。

議長

10番議員 | (中根幸男君) 当然、定員を増やすということは、それ ぞれ人事のヒアリング等で査定も受けているかと思いますけど も、やはり少数精鋭という言葉があります。そしてまた、昔から 少数になれば精鋭になるという言葉もございます。ですから特に 人事配置については、もう真に必要なところだけつけるというこ とを再確認のうえで、ただ漠然と要求があったからつけるという ことではなくて、そういうことをしていかないと、やはり将来的 な財政も心配になりますので、そこのところを総務課長、もう一 度肝に銘じて対応をお願いしたいと思いますがどうでしょうか。

議 長 総務課長 ( 吉筋惠治 君 )平田総務課長。

( 平田章浩 君 )総務課長です。

中根幸男議員の再質問でございますけども、今回につきまして は、定数ということで人数を上げさせていただいております。た だ、令和6年4月につきましては機構改革がございますので、そ こで人員増、それから定年延長がございます。給与については3 割カットの7割ですので、そこで3人増ということで、ここにつ いては6年4月に実施をしていくという予定ではおります。

それ以降の人数は、先ほど私から説明はさせていただきました けども、これにつきましては、財政の状況であるとか、必要性で あるとかというものをよくよく検討をしまして実施をしていくと いうことで考えております。以上です。

議 長 ( 書 筋 惠 治 君 )他に質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝君)3番、佐藤です。

二点ほどお願いいたします。

79号の定数条例の関係ですが、町長の案件説明の中で、今後の 行政需要等を考慮ということでお話がありました。今後の行政需 要等というようなものは、どのような内容を指すのか。

そして、例えば令和4年と令和5年に至って、どのような点で こういう案件の相談なり内容が増えたというものがあれば、そこ

- 8 -

ら辺の説明をお願いしたいと思います。

行政需要等の内容は何なのか、令和4年度と比較して、何がど れだけ増えているのかというこの点をお願いいたします。

議 長総務課長

( 告筋惠治 君 )平田総務課長。

(平田章浩君)総務課長です。

佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

今後の行政需要拡大という町長の発言ということで、その行政需要とはどのようなものなのかというようなことの質問かと思います。これにつきましては、令和4年・5年にいきなり需要が拡大しているということではなく、年々少しずつ拡大をしているものでございます。その行政需要の拡大につきましては、今度、機構改革を実施します。その中でDXのところに力を入れますよ、それからシティプロモーションのところに力を入れますよということで機構改革を実施します。その行政需要の拡大に対応するために、まずそこのシティプロモーションの部署、それからDXの部署を設置していくというのが、これが最大の行政需要の拡大に対応する事業でございます。以上です。

議長

( + 筋 惠 治 君 ) 3 番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝 君 ) 今の総務課長のご説明ですと、いわゆる 当局側のいろいろな仕事の拡大等によってというようにも聞こえ るのですが、私どもはただ単純に町民のための行政拡大といった 観点からすると、どういった案件が今後増えるというようなこと が予想されているのか。その点のご説明をわかる範囲で結構です が、お願いしたいと思います。

議 長総務課長

( 告 筋 惠 治 君 ) 平田総務課長。

( 平田章浩君)総務課長です。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

DXにつきましては、職員の業務の効率化という視点ではなくて、住民サービスの向上が最大の視点でございます。どういう形になるかというと、書かない窓口であるとか、行かない窓口であ

るとかというようなことで、申請についても、柔軟にいろいろ対 応をできるようにしていくというようなものを考えております。

現在、窓口に来て申請をするということが多かろうかと思いますけども、こちらについてはイメージとすると、夜であっても自宅から申請できるであるとか、窓口に来ても書かなくても申請できるであるとか、そういったものをイメージをしておりますので、行政需要の拡大は、町民サービスの向上のためのDXであるということでございます。以上です。

議長

( 吉筋惠治 君 ) 3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝 君 )今のお話ですと、確かに町民のための便宜を図った、計らいに考慮した内容だと思いますが、今の総務課長の中で、夜もオッケーというお話がありましたけれども、夜というのは、いわゆる業務が終了してから業務が開始されるその間を指すのか。夜という表現は、どこら辺までを範囲とするのか。その点だけお願いいたします。

議長

総務課長

( 平田章浩 君 )総務課長です。

佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

私が先ほどの答弁で夜と言いましたのは、24時間自宅にいても 申請できるという意味でございまして、役場の開庁という意味で はなくて、インターネットを通して申請ができるようにしていき たいと言ったものでございます。以上です。

議長

( 吉 筋 惠 治 君 )他に質疑はありませんか。

2番、清水健一君。

2番議員

(清水健一君)清水でございます。関連の質問になるかと思います。

先ほどの説明の中で、機構改革、それから定年延長ということは、これは来年4月にやっていくんだよと。あとそれ以外の例えば補佐がいないところの補充だとか、兼務されている方の業務のためのとかというものは、追々を見て進めていくというような回

答だったと記憶しておりますが、今、必要なので、これをやっていくんじゃないのかなと思うんですよね。機構改革と定年延長以外のところは、ないかもしれないというように判断をしていいのか。要するに、今の段階では確定ではないというような説明に僕は聞こえたので、その辺をもう一度お願いします。

それから二つ目は、こういうことをやっていくことによって、シティプロモーションをしっかりやっていく、それからDXを推進していくということですよね。その部署というのは、実際にはどこになるんですかということ。それとDXをどんどんやって、今みたいに24時間人が対応しなくても機械がやってくれるようになってこれば、逆に人が減っていくのではないかというようにも思うんですが、お答えをお願いします。

議 長総務課長

( 吉筋惠治 君 )平田総務課長。

(平田章浩君)総務課長です。

清水議員の質問にお答えをさせていただきます。

定数を増やすということで、機構改革・定年延長については実施するということだけども、それ以外についてはないという可能性もあるのかといった一点目の質問です。これについては、町として実施していくと。ただ、実施をするタイミングについて、財政の状況であるとか、必要な状況を鑑みて実施をしていくというものでありますので、するかしないかではなく、実施をする方向で進めるんだけども、その実施をするタイミングについては、状況を見ながらということでございます。

それからシティプロモーション、DXを進めるのはどこの部署かといったことですけども、これについては、令和6年4月に設置します政策企画課が、トータルプロデュースをそれぞれしていきます。ただ、シティプロモーションを実施するのはどこの課かと言われれば、それぞれの原課が実施をすると。ただ、それをわかりやすく町民に、それから町外の人にも伝えるために、トータルプロデュースとして政策企画課が担うと。DXについてもどこ

が実施するのかと、それはそれぞれの各課が実施をするんですけども、トータル的にプロデュースをしながら、どこを先にやっていくか、どういったものから進めていくか、どのような展開をしていくかというトータル的にプロデュースするのは、それも政策企画課という部署になります。

三点目の質問として、DXを進めていったときに職員を減らすことができるのではないかという質問でございますけども、そちらについては清水議員のおっしゃるとおりかと思います。ただ、今後DXを進めていくうえで、ドラスティックに進められるかといった視点に立ったときには、デジタルデバイドということで、DXについて行けない住民の方も多く出てくるかと思います。特に高齢の方がそうなるかと思いますので、それについては既存のやり方をある程度維持をしながら、そういった方にも実施できるようにDXを進めていくということになりますので、一時的にDXを取り組んだからすぐ職員が減らせるのかということになりますと、今後数年間は減らすことはできない。逆に増やす必要が出てくるのかなと。その次のフェーズ、ステージには、職員を減らしていけるというようなことが実施をされていくかと思います。

基本的に定数というものにつきましては、定数イコール職員数にはならならないといいますか、定数についてはある程度先を見据えて設定をさせていただいておりますので、必要な人数が出たから定数を変更するということではなく、ある程度先を見据えて定数を設定し、必要なときに定数の範囲内で職員を採用していくという形になるというものでございます。以上です。

議 長 2番議員

( 吉筋惠治 君 )2番、清水健一君。

( 清水健一 君 )ありがとうございました。おっしゃるとおりだと思います。いきなりDXとかそういうものを進めても、まずはそういう環境とか、それからそれを使っていただく町民の人たちのあれもあるので、これはよくわかりました。

一つ、先ほどの答弁の中で、要するに町のタイミング、それか

ら状況によって、課長補佐をつけていくとか、兼務されている方を外していくとかということで、これで人が増えてくということなので、とは言うものの、今の話でDXではないですが、タイミングがアウトになってきたと。いきなり町の職員が、課長補佐がいないから課長補佐を2人連れてきますよというようなことにはならないと思います。ですから、この部分のタイミングというのがどういうものなのかということ。それと、それなりの職員の人材教育というか、例えば課長補佐になるとすれば、少しマネジメントなんかも入ってくるとかというと、そういうような研修も含めてそういう準備は、当局ではもう織り込み済みでやってみえるのかというのをお願いします。

議 長総務課長

( 吉筋惠治 君 )平田総務課長。

(平田章浩君)総務課長です。

清水議員の再質問にお答えをさせていただきます。

タイミングという質問が一点目ありましたけども、タイミングにつきましては、町の財政の状況であったり、真に本当に必要であるかというようなところを検討をさせていただいて、配置というようなことになると考えております。

ただ、町とすると、課長補佐がいない課があっていいのかであるとか、係長と課長補佐を兼務している状況が良い状況なのかという視点に立ったときに、まずそれは適正ではないという判断をさせていただいております。ただ、適正でないから、適正でないと思ったときにすぐ実施できるかという話になりますと、職員についても職員教育を実施していきますけども、多くの職員を一気に雇うというようなことになりますと、業務が滞るというような状況もございます。財政の状況もございます。そういった状況のタイミングを見計らって、実施をしていくといったものでございます。

職員教育について実施をしているかというような視点でござい ますけども、それについては、毎年いろんな視点に立って職員研 修というものを実施をさせていただいておりますし、職員が興味がある研修についても、自分が望んで研修に行くというようなことも実施をしている状況でございます。そういった備えについては、研修を実施し、備えているというような状況でございます。 以上です。

議長

( 吉筋惠治 君 )2番、清水健一君。

2番議員

(清水健一君)そのように準備をされているのは、多分僕もそういう回答が来るなというのはわかっておりましたが、確認ができて良かったと思います。人がいなくなる、要するにそのタイミングというか、適正かというのはかなりアバウトな表現なので、当然町民のための、要するに町の中のこの機構、もしくは今の課長補佐がいないところとか兼務しているところは、適切ではないというご見解を今いただきました。それであれば、それは将来的に町の組織を適正な形に持っていかないといけないし、それがひいては町民の利益だとか、町民が便利だよとか、本当に役場に行くと何でもわかるよというようなことに繋がっていくりが目的だと思います。私はそのように思っていますので、今は適切ではないから適切にしていくということに対して進めていっていただきたいと思います。これは質問ではございません、了解でございます。ありがとうございます。

議長

( 吉 筋 惠 治 君 )他に質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員

( 岡戸章夫 君 )6番、岡戸です。

機構改革によってシティプロモーションを推進していくということで、そのシティプロモーションについてお伺いします。このシティプロモーションをやっていくその先に目指しているものは、明確になっているのか。それをお伺いしたいと思います。

議 長

この議案第79号の職員の定数条例という部分から、少々外れる かなと思います。他に何かこれに関する質問があれば伺います。 6番、岡戸章夫君。

6番議員

( 岡戸章夫 君 )6番、岡戸です。

このシティプロモーションについては、機構改革の中で完結できるものなのか。それとも、外部の力も借りて進めていくことになるのか。その辺はいかがでしょうか。

議長

( 吉筋惠治 君 ) 岡戸議員に申し上げます。

今、提出されている職員の定数条例とは、若干質問の内容が逸れるかなと思いますので、もしそういうことをお聞きになるなら、 一般質問等の中でまた聞いていただければいいかなと。

他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

( 西 田 彰 君 )町長にお伺いします。

森町の財政の基礎的なものは、歳入としては80億から85億ぐらいだと思います。今、当面の森町の重要課題とされているのが、働く場所の確保とか人口の増、それから子育ての支援というものが、今はやっぱり最優先で取り組まなければいけないと私は思っているんですが、そういった中で、今回職員を18人増やす。また、会計年度職員の確保とか何かということで、そういった人件費がかなり上がるわけですよ。そういった政策の実現がまだ半ばのように思うので、その実現をするために、この職員を増やして、そういったものに対応しようとするのが先なのか。人口を増やす、子育て支援を充実させるというのが先なのか。そこら辺は、この職員を増やす、増やさないというところの基礎的なものというか、僕は財政をそういったものに使うということも必要と思うわけです。ですからそこの判断というか、それは町長は今どのように思いますか。

議長

( 吉筋惠治 君 )町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)まず、西田議員のご質問で、森町の歳入が80から85億というのは。

11番議員

( 西田 彰 君 ) 今、コロナとかそういった国とか県の補

助が結構入って100億ちょっと超えていますけど、現実はやっぱり基礎的な税収とか地方交付税とかでいくと、大体80から85億で来ていたんですよね。90億を超えるというのは、あまりなかったように思うんですけどね。その規模でなおさら職員を増やして、その負担が先ほど1億ぐらいは人件費にかかると答弁がありましたけど、果たしてそれは森町にとって適切なのかなと思うんですが、その辺をちょっと。

議 長 町 長

( 吉筋惠治 君 ) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君)基礎的な歳入がという前提で80から85億というお話でしたが、実際には予算規模でも既に100億を超えている。これはそれだけの行政需要があるから、国からの交付金もあり、それを活用していくから歳入も増えるわけで、歳出も当然増えていくわけです。ですので以前はこのぐらいだったというのは、そのときそのときの社会情勢によって違ってきますし、そのときそのときに求められる事業を行っていきますので、それで結果的に、今、歳入が100億を超えているという状況であるということは、まずお話をさせていただきます。

そして、まずこの今回の定数条例の一部を改正する条例につきましては、森町組織条例の一部を改正する条例を既にご可決をいただいていますけども、そのご可決をいただいた組織条例の一部を改正する条例によって、定数の増が必要になるということで、今回提案をさせていただいています。ではなぜ組織条例の一部を改正するのかといえば、そのときの提案理由でも、また質疑に対する答弁でもお答えさせていただいていると思いますけれども、多様化する行政需要に迅速に対応していくため。それは何かと言えば、森町のより一層の発展を願いながら、また、住民サービスの向上を行うために組織条例を改正するわけでありまして、先ほど挙げられました働き場所の確保、子育て支援、また人口増等の森町の直面する課題については、ここまでやれば終わりというものではないと思うんですね。それは絶えず森町の課題として、お

そらくこの先も取り組んでいかなければいけない課題でありまして、それらを解決するために組織を改革し、それに伴って職員の定数を増やすということで、今回、提案をさせていただいております。ですのでこれまでの答弁にもありましたように、もちろん財政状況を見ながら、そして住民サービスの向上、また、森町の発展のために資する事業を行うために町政を経営しているわけですので、そこは必ず財政を見ながら、また、将来に向けての課題解決を見ながら取り組んでいるということでございます。

議長

( 吉筋惠治 君 )他に質疑はありませんか。

8番、中根信一郎君。

8番議員

(中根信一郎 君 )機構改革によります7人の増ということで、人材に関しての選定といいますか、募集をかけたときに一般的に募集をただするのか。それとも専門的な知識があるというような方を、外部であれいろんな形で募集をかけていくおつもりかどうか。その辺の専門性的なものを必要とする部分があるかなと思いまして伺います。

議 長総務課長

( 平田章浩君)総務課長です。

中根信一郎議員の質問にお答えをさせていただきます。

機構改革に伴う職員の増は専門職種かどうかと、どういう形で 採用していくのかということでございます。こちらについては役 場の一組織でございますので、既存の職員、それから毎年新規採 用しておりますけども、新しく入ってきた職員の中から配置をさ せていただくというようなことで考えてございます。専門職とし て募集をするということではなく、一般職として募集をして、採 用した職員の中から配置をするということで進めております。外 部の知識・技術が必要ということで判断したときには、予算を計 上させていただいて、そういった力を借りていくというのは十分 ございますけども、基本的には一般職の職員を配置をしていくと いうことでございます。以上です。 議長

| ( 吉筋惠治 君 )8番、中根信一郎君。

8番議員

(中根信一郎 君 )一点確認ですが、採用の際に少しでもそういったDX、またプロモーション関係のそういう部分で長けているといいますか、優れている方を採用するというような、多少全ての方にというのは無理があるのかもしれませんが、少しでもそういう方を採用していくというようなお気持ちはあるということかどうかの確認だけ。

議長

総務課長

(平田章浩君)総務課長です。

中根信一郎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

機構改革でそういった部署を6年4月に立ち上げるというようなことで、組織条例もご可決いただいておりますので、そちらに向けて一般職でありますけども、そういった適した職員を配置をするということで、採用についても意識をしながら採用試験も実施をしているところでございます。以上です。

議長

( 吉筋惠治 君 )他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( + 筋 惠 治 君 )「質疑なし」と認めます。

日程第3、議案第80号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子 君 )川岸です。

この国民健康保険税を、ご出産の前月から4か月間を全額免除 という条例の改正ですけれども、若いパパママを応援する意味で も、非常にいいことかなと思っております。

そこで気になったのが、例えばご出産される方はいいんですけれども、悲しいことに流産だとかそういう方へも、やっぱり母体は同じように大変でございますし、精神的にも大変ですけれども、

そういう方へも同じような対応かとは思いますが、これは申請して届け出をしなければいけないと思うんです。6か月前から出産予定日を申請できるというようなことですけれども、例えば精神的にもそんな余裕がなくて、後から申請というのはできるのかどうかということをお尋ねします。

議 長住民生活

長

課

( 吉筋惠治 君 )鈴木住民生活課長。

( 鈴木知寿 君 )住民生活課長です。

ただ今の川岸議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

先ほどおっしゃられたように、産前産後の減免という関係でございますけれども、提案理由の説明にもありましたとおり、対象の方は出産される方、あるいは妊娠85日、4か月以上の死産、流産、人工妊娠中絶の方も対象となるということで、提案理由は町長が説明させていただいているとおりでございます。

それから届け出につきましては、基本的には届け出、申請という形になりますけれども、そういったところが不可能な方につきましては、出生届等で町で職権で対応することもできますので、そういったところも通じて、確実に漏れのないように減免の対象にしていきたいということで考えております。以上です。

議 長 5 番議員

( 吉筋惠治 君 )5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 )森町の中では出産できないということで、 他の市町の病院に通っておられる方に周知というか、全国的な改 正かとは思いますが、そういう周知方法等は何か考えておられま すか。

議 長 住民生活

長

課

( 青筋惠治 君 )鈴木住民生活課長。

( 鈴木知寿 君 )住民生活課長です。

ただ今の川岸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

周知方法ということでございますけれども、こちらにつきましては、町で例えばこども課に母子手帳等の申請といったところの取得をされる場合に、こういった産前産後の紹介をしたりとか、あるいは国保の関係で窓口に手続きに来たときに、この減免制度

があるといったところも当然広報していきますし、あとは広報もりまち、あるいは回覧等も通じてこういった制度がありますといったところも紹介をしておりますし、また今後につきましても、継続してPRをしていきたいと考えております。以上です。

議長

( 吉筋惠治 君 )5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子 君 ) この制度が1月1日からということで、 9月の補正でシステム改修の委託料ということで補正が上がっ て、もう進んでいるかと思いますが、11月から対象になるという ことで、今現在、そのように対象になるような方は何人ぐらいお られるかお伺いします。

議長

( 吉筋惠治 君 )鳥居税務課長。

税務課長

( 鳥居孝文 君 )川岸議員の再質問にお答えします。

12月11日現在ですが、今回の減免の対象となる出産された方については、今現在 0 人という形になっております。今後、住民生活課長からありましたとおり、周知しながら申請をしていただく形になると思いますし、もう一点、もし申請が漏れた方につきましては、出生届を森町に出すときに確認させていただきながら、今回の減免の適用を考えております。以上でございます。

議長

( 吉筋惠治 君 )他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉筋惠治 君 )「質疑なし」と認めます。

ここでしばらく休憩します。

( 午前10時24分 ~ 午前10時34分 休憩 )

議長

( 吉筋惠治 君 )休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第81号「令和5年度森町一般会計補正予算(第9号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平川勇君。

4番議員

(平川 勇君)4番、平川です。

11ページの第3表にあります包括業務委託の件についてお伺いしたいんですが、12月5日に全員協議会でも説明がありました。その中で正規職員が165人、会計年度職員が190人、こんなに会計年度職員が多いのかなということでびっくりしたんですが、そのうち60人分を民間業者に包括業務委託するということを聞きましたけども、この辺を詳しくご説明をお願いしたいのですが、まず、以前一般質問でもさせていただきましたけども、正規職員の4割は森町在住の方ではないですよということがあります。それで、会計年度職員190人のうち、森町の在住の職員というのはどのぐらいいるんでしょうか。また、包括業務委託する60人のうち、何人ぐらいが森町在住の方でしょうかということ。

二つ目としまして、60人分の人件費はいくらぐらいかかっているのか。

そして、プロポーザル方式で業者選定します。そのときに、大体この60人分の何パーセントぐらいの予算で抑えられるのかということ、その辺を聞きます。当然、包括業務委託になりますと、一業者さん、当然森町にはそういった業者はないと思うんです。そうしますと財政困難な折、森町のお金というものが他の町、他の市に流れていくということが正常なのかどうかということ。こういった会計年度職員も毎年更新していくわけですが、民事雇用の期待権というのがありまして、そこで雇い止めをしてしまうということが、役場としての信用というのが非常に薄くなってしまうのではないかな、町民に対してどうなのかなということがあります。その辺をお伺いしたいと思います。

議 長総務課長

( 告筋惠治 君 )平田総務課長。

( 平田章浩 君 )総務課長です。

平川議員の質問にお答えをさせていただきます。

60人程度の業務が包括委託で委託をされるということで、全員 協議会の折に説明をさせていただいております。現在、その60人 について、町内在住、町外在住の人数はということでございます けども、今、私の手元にはその資料はございませんけども、私の 肌感覚でいきますと、80から90パーセント程度は、町内在住とい うように認識をしてございます。

その中で人件費が現在いくらなのかという話でございますけど も、細かいところまで正確な数字ではないんですけども、この中 で7,000万円弱がこの方たちの人件費ということになっておりま す。

委託をしたときにどれだけその費用が下がるのかといった質問でございますけども、基本的に転籍を考えております。多くの業務を委託に出しますので、新たな人を雇って業務を実施をするというのができる業者さんというのは一般的にございませんので、基本的に今働いている方が転籍いただくということを考えております。それで、転籍をするための条件として、今働いている方の人件費、賃金について下がらないように業者に包括委託をしたいと考えております。逆にそうでないと、転籍をしていただけないということになると考えておりますので、今働いている方々の働き方が悪いであるとかということではございませんので、今の方に転籍をしていただくと。転籍をするための条件として、私達は現在働いている賃金と同じ賃金を出していただける業者に転籍をするということでしていきますので、賃金についてはどのぐらい下がるかと言われれば、下がらないという形で考えております。

業者につきましては、平川議員おっしゃるとおり、町内の業者がこういった業務を行うということはないもんですから、どうなるかわかりませんけども、基本的に町外の業者になるのかなというようには考えております。ただ、委託料のほとんどが職員に払われる賃金でございますので、職員に払われた賃金に対する税金については、今と変わらないように税金は入ってくると。

ただ、現在のこの包括委託をやる最大の理由については、働いていただける職員、今でいう会計年度さんが確保できないという 状況に今ございます。60人程度という話を今させていただいたん ですけども、正確に言うと、今度働くのが60人で、現在、うちにいるのは57人ですので、具体的に言うと、こちらがイメージしている人数から3人不足している状況でございます。そういう形でうちで直営で実施をしている状況において、安定的に人員確保がなされない状況がございますので、会計年度さんが働く職場において、少しそのような形で今働いている人たちに負荷がかかっている状況もあるのかなと認識をしております。私達がそういったところを不得意としておりまして、民間の業者さんのそういった創意工夫やノウハウを活用することによって、人員確保にも繋がると考えているところでございます。

基本的に今は直営ですので、職員があれをやれ、これをやれと、 やっていただきたいということになりますけども、指揮命令系統 についても、委託先の業者から指揮命令が出てくるということに なりまして、私達のその方たちの労務管理についても、業者さん にお願いをするというような形で、うちの職員の負担ももちろん 軽減はされるということを想定しておりますけども、一番は今の 業務について安定した人員確保が図れるというところでございま す。以上です。

議 **4**番議員 (平川 勇 君 )森町在住の方が80から90パーセントおりますよ、その方たちに関してはそのまま引き続いて転籍の形をとりますよということで、働く場所を切り捨てないということで非常に安心したわけですが、60人分の人件費が7,000万弱ですよということですが、このプロポーザル形式のときにも、大体請負業者というか、そういった金額の提示があると思うんですが、当然7,000万以下ということになるんでしょうか。それによって、業者さんのノウハウもありますけども、転籍された職員の給料カットというのが起きてもいけないと思います。また、7,000万を超えますよというと、何の意味があるんだろうという疑問が出てきます。

それで、静岡県では河津町さんがやられていますよということ で、河津町さんの実績、実態がどうなっているのかということ。

それから190人中60人ということですが、残り130人に関して毎年こういう方の更新等をしていくと思うんですが、ここで190人でも人数が足りませんよとなると、また公募するわけですが、応募が少ないよというのが現状だと思います。一般的に僕が思うのは、正規職員も5人ほど辞められたよということになりますと、正規職員も辞めていく、ある意味で民間で言うと、そういったブラック企業的なところにアルバイト職員が募集するのかという、一般的には感が薄いんですね。だからその辺も考えていただきたいよということと、民間では5年そういった形で勤めていけば、正規雇用に繋がりますよと。ある意味でそういった魅力があるわけですが、こういった会計年度職員さんに対して募集をかけるときに、何らかの魅力がないと募集はないと思うんですね。その辺どのようにお考えでしょうか。

議 長総務課長

(平田章浩君)総務課長です。

平川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず一つ、河津町の状況について、電話でお聞きをさせていただいております。業務についてはスムーズに移行でき、特に問題なく業務ができていますということと、今までであれば、会計年度さんから質問、問合せがいろいろあったけども、以降そういうものも委託業者さんに質問がいっていると思われるということで、直接役場にそういった方々から質問も来ていませんというような状況で確認をさせていただいております。

それから、残りの会計年度さんが130人程度という形になりますけども、基本的に今回こちらの60人の業務を包括委託に出すという中で、なぜにして60人であったかというものについては、会計年度の職員で完結する業務を包括委託に出してございます。ただし、特殊性のあるものは除外してございますけども、基本的に

会計年度さんだけで完結する業務を外に出しているというような 状況でございます。130人については、今言った特殊性があって こちらに残ってもらっている業務もありますし、また、正規職員 と業務は線引が明確になっていないんですけど、その人のやるこ とについては線引きが明確になっているんですけど、正規と会計 年度さんが一緒にやっているような業務については、線引きが明確にならないものですから、外へ出していないという状況があり ます。ただ、今後考えたときに、正規と会計年度さんの線引きが 明確になるものについては、今後も委託については考えていきた いと考えております。

基本的に今回、会計年度の職員が集まりにくいという部分については、短時間労働の職員でございます。1日2時間であるとか、3時間であるとかと言った業務について、非常にそこの職員が不足するという状況がございました。7時間の会計年度さんについて集まりにくいということではなく、短時間のところの職員の確保が難しいという状況でございましたので、それについてやはり外に出すことによって、民間の創意工夫等で確保していただきたいといったものでありますので、その方たちが長期に働くことによって正規職員になるとかどうのこうのといった部分ではなくて、空き時間に働いていただくというような短時間の業務が不足しているといったような状況でございます。以上です。

議 長 4 番議員

( 平川 勇 君 )よくわかりました。

最後に、採用するときに昨年5人ほど辞めましたよという話は聞いているんですが、採用するときにやはりペーパーだけで、テストができますよ、パソコンの操作がうまいですよというだけではなく、本当にやる気のある人間、逆境にも耐えられるような強い人間というのを、ぜひ雇っていただきたいと思います。やはり町民とすると、正規職員が多い方が安心するのはもうわかりきったことだと思いますので、その辺を考えていただいた採用等をお

願いしたいと思います。以上です。

議長

( 書筋惠治 君 )他に質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝君)今の平川議員と同じように、包括の業務 委託についてお伺いをしたいと思います。

まず一つは、この包括業務の業者選定が公募型プロポーザルとなっています。これにつきましては方式が二つありますけれども、どちらの方式で今回、業者が決定されるのか。決定された後のスケジュールについては、前回いただいた資料で確認ができております。

そして、この公募型プロポーザルによって、例えば採用される 職員方についての例えばモチベーションの維持対策等は、どのよ うに考えられているのか。ただ職場が見つかったという程度の軽 い気持ちで来られても、やはり目的を達するということはできな いと思いますから、どのように維持対策を考えられているのかと いうこと。

そして更に、プロポーザルについては、業者から企画提案書等が提出をされております。これにつきましてはどのような内容で、例えば当局側の思惑とこういう点が考え方が違うとか、違えば当然選定はなされないと思うんですが、当局の思惑ともほぼ一致したような内容だから、このように業者を決めたということになっているのか。その三点についてお聞きをいたしたいと思います。

議 長総務課長

( 書筋惠治 君 ) 平田総務課長。

(平田章浩君)総務課長です。

佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

公募型プロポーザル募集につきましては、議会でこの予算がお 認めいただけたら、その後に公募型プロポーザルということで参 加業者を公募して、プロポーザルを実施します。その募集期間は、 議会で予算を認められて以降の1月上旬まで、その後1月中旬に 審査をして、業者を決めていくという形で考えております。プロ ポーザルの審査につきましては、佐藤議員おっしゃるとおり金額 もあるでしょうし、その会社の考え方もありますので、そちらを 見極めて業者を選定をしていきたいと考えております。

職員のモチベーションにつきましては、先ほど平川議員の質問にもお答えをさせていただきましたけども、基本転籍を考えておりますので、転籍する際に基本的なものとすると、賃金が下がるということになりますと転籍していただけないものですから、賃金については、うちの金額を引き続き金額にしていただくよう仕様に謳いまして考えております。

それ以降のといいますか、転籍した後の職員のモチベーションにつきましては、なかなかうちでありますと、そういった専門的な業務に合った研修というのが実施できない状況にあったですけども、業者にはそれぞれ業務に合った研修を実施をしていただくというようなことで、今まで私達ができなかったような研修も実施していただいた中で、モチベーションを維持して働いていただけるような環境を、そちらの受託をした業者で作っていただくというように考えております。以上です。

議 長 3 番議員

( 吉筋惠治 君 ) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君)モチベーション等の維持につきましては、 転籍ということで今ご回答がありましたけれども、転籍につきま しても、やはりその場所について、しっかりとした能力を発揮し ていただけるという方を配置するということになるとは思います けれども、そのような形でしっかりとお願いしたいと思います。

ただ、最初のこの公募型プロポーザルというのは二つの方式があると、私最初に話をしましたが、この二つのうちのどちらで今回は業者を選定しようとしているのか、その点の回答を。

あと一つは、今、中学校における部活動の地域移行、これ以前 平川議員が質問されている内容だと思いますが、これにつきましても、今回この業務委託にはそういった内容等は入っていないのか。その点を今一度お聞きしたいと思います。 議長

総務課長

(平田章浩君)総務課長です。

佐藤議員のご質問の、公募型プロポーザルの方式についてどちらの方式かといった質問でございますけども、今、私達が考えているのはクローズ型、個別の方式を考えてございます。以上です。

議長

( 吉筋惠治 君 )塩澤学校教育課長。

学校教育

( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。

課 長

佐藤議員の二つ目のご質問でございます。

今回の包括業務委託に中学校の部活動の委託が含まれているかどうかというご質問でございますが、含まれてございません。以上です。

議 長

( 吉筋惠治 君 ) 3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝君)今の総務課長の公募型プロポーザルの方式ですが、どちらを言われたのかはっきりと言葉が聞き取れなかったんですが、いわゆる公募型指名競争入札によるものか、随意契約の公募によるものか、この二つのうちどちらになるのかということです。

そして、学校教育課長からは部活動の地域移行については、今 回の包括には含まれていないということで、こちらは了解しまし た。

この公募型プロポーザルの方式がどちらになるかということ を、これだけご回答願えればと思います。

議長

( + 筋 惠 治 君 )平田総務課長。

総務課長

(平田章浩君)総務課長です。

佐藤議員の質問にお答えします。

こちらについては、全員協議会の折にも説明させていただきましたけども、公募型プロポーザルでありまして、指名ではなくて、 全国に募集をかけて手上げした業者に参加していただくといった ものでございます。以上です。

議長

( 書筋惠治 君 )他に質疑はありませんか。

2番、清水健一君。

2番議員

( 清水健一 君 )清水でございます。

この包括業務委託ということですが、そもそもの話を聞きますけども、総務課長の話では賃金を下げないよと、要するにモチベーションも下がるし、それはありがたいことだと思います。だけども相手が企業さんですから、当然利益を追求していくわけですから、今現在、例えば57人で7,000万円ほどの人件費がかかっているよ、そのまま賃金を下げずに転籍をしていただきますと。しっかりと全員が納得していただいて転籍していただいたら、同じぐらいの金額がかかると思います。それに企業さんはプラス利益を取ってくると思うので、実際にある程度持ち出しになると正直思いますが、その辺を明確に聞かせていただきたいと思います。金額は大丈夫です。要するにプラスになるよねというか、いやならないんだよ、いろいろ努力するからということなのか、それも含めて。

それからもう一つは、当然企業さんなので創意工夫をかけてきて、この業務を例えば10人でやっているところを9人ぐらいでやってというようなことになってくると、私は思うんですけども、普通に企業さんなら。そうしたときにその方達が労働強化に当たるようなことになったときに、それはどこがマネジメントするかと。当然そこの業者様でしょうけども、その業者さんに対して労働強化になっていないかというようなマネジメントは、町ができるものなのかどうかということ。

あとそれから、今は会計年度の職員さんオンリーでやっている、 最後まで完結できる仕事に対して、このように委託していきます よということでした。ただ、将来的にいろいろ業務の内容が変わ ってきたり、法律が変わってきたりして、また職員さんと一緒に やらなければいけない、関係するようになってきた場合に、その 辺はフレキシブルに例えばその人たちをこっちに戻すのか、その ようなことをできるのかどうか。その辺をできるとしたら、その 辺は法律的には大丈夫なのかというところをお聞きしたいと思います。

議 長総務課長

( 吉筋惠治 君 )平田総務課長。

(平田章浩君)総務課長です。

清水議員の質問にお答えをさせていただきます。

こちらの費用の面ですけども、今、私達が会計年度さんを雇って、業務をやっていただいております。そこが今かかっていない費用がかかってくるかという話になりますと、労務管理費という形で業者さんにお支払いする部分が出てきます。

それから、労務強化になってその管理はどうかということでございますけども、包括委託をさせていただいて、いろんな業務が一つの民間業者さんの下でやっていただくというようなことになって、短時間の業務が多いよという話をさせていただいたんですけども、その中で今やっている業務以外も掛け持ちで業務を実施するというようなことも出てくるかなというようには考えております。その際の管理については、基本的に法律に則って受託した業者さんにやっていただくという形になりますので、その法律に抵触しているかどうかについては、それぞれの管轄が町であれば森町ですし、県とか国の機関になれば、その法律を管理しているところに委ねるという形になるかと思います。

それからもう一点、フレキシブルに対応できるかという面については、基本的に令和6年から8年度までの3年で契約をしていきます。その中で法律の改正があり、いわゆる委託が難しくなってこれば、これはもう法律に則って、その業務については直営なり、その法律に則った対応をするしか他にはないものですから、フレキシブルにといいますか、法律に則って法律改正の折には対応していきたいというように考えております。以上です。

議 長 2番議員 ( 吉筋惠治 君 ) 2番、清水健一君。

( 清水健一 君 ) ありがとうございました。

当然、労務管理費は出てきますよね。それをお支払いしても、

住民に対するサービスとかそういうものが向上していくということであれば、僕はそれは必要な経費だと思いました。

それから労働強化の話は、これはもう多分それぞれの訴えが出たときに対応していく部署があると思うので、それも了解しました。

あと三つ目のところ、フレキシブルにというのは、今は単独で 完結している仕事だけを委託していきますよ、要するに転籍して もらいますよというのが、これからの業務改革とかいろいろなと ころで、そこに職員が必ず関与しなければいけなくなったときに、 その部署もしくはその転籍された職員の方たちはどうしますか。 もしくはそこの仕事全体をそこの会社からもう一度こっちに引き 上げて、町で全部やっていくのか。その話になります。

議 長総務課長

( 告筋惠治 君 )平田総務課長。

(平田章浩君)総務課長です。

清水議員の質問にお答えをさせていただきます。

委託した業務についてそこで完結しなくなった場合、うちの職員が関与していくといった場合には、また直営で会計年度さんとして雇うかどうかといったような質問かと思います。それについては状況を考えて、うちの正規職員が全部関わらなきゃいけなくなった業務を含めて委託に出すという方法もあるかと思いますし、それは状況に応じてフレキシブルには対応をしていきたいと考えております。以上です。

議長

( 青筋惠治 君 )他に質疑はありませんか。

10番、中根幸男君。

10番議員

( 中根幸男 君 )10番、中根幸男です。

ただ今の質疑に関連して、60名の賃金の換算でいきますと、約7,000万円だと。これを3年ということになりますと、2億1,000万円です。現在、限度額294,000千円という数字が出ていますよね。限度額ですからあくまでも上限ということですが、清水議員も質問されたように、単純にこの差が業者の労務管理費になるの

かどうか。ちょっとすごい金額、8,400万ですから、その辺の解 説をお願いしたいと思います。

議 長総務課長

(平田章浩君)総務課長です。

中根幸男議員の質問にお答えをさせていただきます。

一つは、放課後児童クラブの業務について、消耗品であるとか 備品であるとかというものは、今、人件費以外で出しております。 これについて委託を出したときに、うちの予算で買って提供をす るということになりますと、業者さんとうちとのやりとりに非常 に手間がかかりますので、そういった部分については、全て業者 さんにやっていただくというようにしていきたいと思っています ので、そこについては業者の取り分でも人件費でもなく、基本的 に消耗品とかいろいろかかってくる費用が金額に含まれていま す。

それからインフレでありまして、今後、最低賃金も非常にアップさせていくということで国が言っておりますので、ここについては、賃金については年5パーセント程度をアップしていく可能性を考慮して、限度額という中には入れてございますので、毎年5パーセントずつ加算していること。あとは消耗品、備品等のこちらで購入していたものを、業者で購入していただくという費用も含まれているといったものでございます。以上です。

議 長 10番議員

( 吉筋惠治 君 )10番、中根幸男君。

( 中根幸男 君 ) わかりました。

そうしますと、人件費以外にそうした各種備品であるとか、も う一つは年間5パーセント程度の引き上げを想定しているという ことですね。

それで、これ委託になりますと、いわゆる性質別経費上においては、人件費から物件費になるという解釈でよろしいかどうか。

それからもう一点、身分については、もう全く町から離れて業 者の管轄になるという解釈で良いかどうか。その二点を確認の意 味で伺います。

議 長

( 吉筋惠治 君 )佐藤企画財政課長。

企画財政

( 佐藤嘉彦 君 ) 企画財政課長です。

課 長

ただ今の中根幸男議員の二回目のご質問にお答えをいたします。

最初のご質問でございます、性質別で分類をすると、人件費から物件費になるかということでございます。これにつきましては、 委託料ということでございますので、物件費に計上替えということになると考えているところでございます。以上です。

議長

( 吉筋惠治 君 )平田総務課長。

総務課長

(平田章浩君)総務課長です。

中根幸男議員の質問の二点目にお答えをさせていただきます。

職員の身分についてでございますけども、転籍をして、受託業者の社員、職員という身分になります。以上です。

議 長 6 番議員

( 吉筋惠治 君 ) 6番、岡戸章夫君。

( 岡戸章夫 君 )引き続き包括業務委託のところをお願いします。

単純計算ですけれども、294,000千円を3年ということで年間9,800万、そのうちの7,000万というところが従来の会計年度任用職員さんのところで、その差額が企業さんの取り分という形になろうかと思います。マックスの計算ですけれども、実際にプロポーザルでどのぐらいの金額になってくるかというのは別の話かと思います。ですから単純に差額の1,800万ということで考えると、定数条例の問題もありますけれども、この役場の中でその担当を置いて外へ払った分を、正規の職員の担当として割り当てて払ったと思えば、そちらの方がいいのかなと私は思うんですけれども、わざわざあえて外部へそういう形で出すよりはというところがあるんですけども、そこの考えが一つ。

あと行政サービスと言えると思いますので、今回、このとりあ えず対象とされているのが、放課後児童クラブの面倒を見てくだ さる方とか、特別支援さんとか、図書館の窓口とかの方が主だということを書かれています。そのサービスに資するということで考えると、現在であれば、何かあったときにすぐ職員、そういった担当の方が、今日こういうことがあって、何とかした方がいいんじゃないかというようなフィードバックが絶えずされて、サービスも向上していく、改善されていくと考えるんですけれども、その間にワンクッション入るとなると、住民との距離感が離れていくのではないかなと僕は思うんですけれども、そこら辺をどう考えておるのか。

続けてもう一つは、やっぱり人が仕事をする、働くという意味 のモチベーションというのは一つ、給料、報酬を稼ぐというのは、 誰しももちろんあると思います。それとは別に、やっぱりそこで 働くということの自分なりの生きがいであるとか、使命感である とかというのが、必ずと言うとあれですけれども、多かれ少なか れあると思います。今ですと、会計年度職員さんもどのような気 持ちで働いておられるのかというのは、一人一人に僕も聞いたわ けではないのでわからないですけども、やっぱり役場で働く、そ こで地域であったり森町の人たちのために働くという一つのモチ ベーションがあって、働いている方もいるのかなと思ったりもし ます。もちろん会計年度職員さんですから、時間的な制約の中で、 自分の働ける時間を見つけて働くというのもあろうかと思いま す。ですから、そういう単純にルーチンワークの仕事だから、こ の人たちにお願いすればいいというようなちょっと冷たい言い方 というか、仕事の駒として働いてくださる方を見るのは、ちょっ と冷たいような気もしないでもないです。ですので、そういった ところを外部の業者さんに委託するというのは効率的かもしれま せんけれども、ある意味それは本当に良いのかなというところは 僕は個人的に思いますので、総務課長としてそこら辺をどう考え ておられるのかお伺いします。

議 長 ( 吉筋惠治 君 )平田総務課長。

総務課長

(平田章浩君)総務課長です。

岡戸議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回、包括委託に出す業務は、先ほど言った会計年度さんで完 結している業務を包括委託に出すといった業務でございます。近 隣市町を含んで見てみますと、この業務が町の行政の業務として、 行政、自治体が必ず実施をしているかという視点で見たときに、 そういうことでは決してない業務であります。先ほども言いまし たけども、民間業者はやはりそういうところ、運営について非常 に長けていると考えております。基本的に先ほど来出ております けども、安定的に人員の確保ができていないという現状がありま す。それについては、今働いている方に負荷がかかりながら働い ていただいているというような状況もございますので、今回、包 括委託を出すにあたっては、私達が不得意としている、短期的に 人員が不足するということであればいいんですけども、なかなか 募集かけても確保できないという状況が長く続いて、働いている 方に負荷をかけているという状況もありましたので、これについ てはやはり民間委託をしまして、民間の得意分野で人を確保して いただいて、適正に運営をしていっていただきたいと考えて出し ているというところでございます。

それぞれの放課後児童クラブであるとか、図書館であるとか、体育館をご利用いただいた住民が見たときに、うちの正規の職員なのか、委託を出している業者なのかというのがわかるというようなことは多分無いかと思うんですけども、例えば利用したときに不便であるとか、危ないであるとか、いろんなものについては、体育館であれば体育館に全て言っていただければ、うちで解決をしていくということになります。そこについては、決していやそれはうちじゃそんな意見は聞きませんよ、これは委託業者ですので委託業者に言ってくださいと、そういう対応をするつもりは決してないものですから、委託を出していても委託元は町ですので、町として責任を持って、住民からの意見については受け取ってい

って、委託業者の対応が悪い場合には、町から責任を持ってその 人たちへ、その会社とお話をさせていただくという形を考えてお りますので、決して住民サービス低下であるとか、そういったこ とにはならないと考えております。

あと使命感についてですけども、ここについては、役場だから働いているとか、役場じゃなきゃ働かないかとか、そこら辺はよくわからない部分がございます。ただ、佐藤議員から質問がありましたモチベーションに繋がっていくのかなと思いますけども、放課後児童クラブで働いている方が他の部署で働けという話ではなく、今、放課後児童クラブで働いている方に同じ時間で放課後クラブで働いていただきたいということであります。雇い主が変わるというようなことはありますけども、そこの点でありまして、賃金についても移行させていただくということで、基本的にモチベーションが下がらないようにさせていただく。それと、なかなか研修が実施できていないというのも先ほど言いましたけども、そういったことも業者に実施をしていただきながら、モチベーションを上げていただければと、そのように考えております。以上です。

議 1 番議員 ( 吉筋惠治 君 ) 1番、増田恭子君。

( 増田恭子 君 ) お願いします。

一点だけ確認をさせていただきたいんですけれども、先日、全 員協議会の中でいただいた資料の中の4番のスケジュールのとこ ろです。今、いろんな質疑が出て、今までは会計年度任用職員だ った方が、これからはプロポーザルで公募して、委託契約をした 会社の職員、社員ということに身分が変わるよというお話だった と思います。

このスケジュールの中の4番のところの1月から2月というところに、転籍説明会、面談、従事者募集というものがあります。この転籍説明会、面談は、委託先の業者さんがやるのか、それとも町でこの転職についての説明をするのか。その一点だけを確認

させていただきたいです。お願いします。

議 長総務課長

( 吉筋惠治 君 )平田総務課長。

(平田章浩君)総務課長です。

増田議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在、包括委託する業務を担っていただいている会計年度さんにつきましては、11月に2回の説明会を実施し、町とするとこういう形で進めていきますよという説明会はさせていただきました。ただ、業者さんが決まっておらないものですから、こういう形のプロポーザルで業者を決めて、詳細については業者さんが決まったらという話を、11月に説明をさせていただきました。この1月から2月に実施する説明会につきましては、こういう形でやりますよという説明を一回してあるものですから、今回については、業者さんが決まりましたよと。業者が決まったら、詳細についてもわかってくるものですから、そこについては業者さんにしっかり説明をしていただいて、納得いただければ転籍をしていただくというようなことで考えております。もちろん内容的な説明の中心は業者さんになるかと思いますけども、私達も同席をしたいと考えております。以上です。

議長

( 午前11時25分 ~ 午前11時34分 休憩 )

議長

( 吉筋恵治 君 )休憩前に引き続き会議を再開します。

他に質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子 君 ) 11ページの債務負担行為の補正ですけれども、森林環境税システム改修業務委託料が2年を掛けるその意味というか、4月から制度が始まるんですけれども、なぜ2年かけるのかなというところと、1,000円がどういうタイミングで納税されるかということをお聞きします。

そして、説明書の13・14ページ、3款民生費2項児童福祉費、 児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分) の給付の精算の返還金ですけれども、これは多分申請する形だったと思うんですが、漏れがないのかなと心配なので、そういう申請がこれだけなかったということだと思うんですけれども、そういう家庭がなかったのかなというところを一点質問させていただきます。事務費の返還も、何かこの金額に基準があるのかどうかも教えてください。

その下の扶助費、健康こども課さんの児童手当費が625千円ですけども、国から1,100千円、そして県ではマイナス238千円、一般財源もマイナス237千円というこの内容の説明をお願いします。

そして最後に、その下の0001保育園費の保育所整備交付金過年度返還金ということで17,185千円ですけども、おそらくこれはプティ森保育園さんに対する整備交付金かと想像するのですが、17,185千円がその対象にならなかったのか。返還する理由を教えてください。

議 長 税務課長

( 吉筋惠治 君 )鳥居税務課長。

(鳥居孝文君)税務課長です。

川岸議員のご質問にお答えします。

森林環境税のシステム改修業務委託料が令和5年度から令和6年度という期間になっておりますが、なぜこのタイミングなのかということです。システム改修につきましては、契約の予定は令和6年3月から令和6年5月までの予定でシステム改修を組んでおります。そうした場合に当然今回、債務負担行為としてあげないと、契約がまずできないという点と、支払いが令和6年度になりますので、今回、債務負担行為の補正ということで計上をさせていただきました。

次に、どのようなタイミングで1,000円課税されるのかという ご質問かと思います。まず、公的年金から徴収する年金特徴につ きましては、4月、6月、8月の仮徴収は、前年度の税額の2分 の1を3回に分けて徴収することから、前年度となる令和5年度 の税額には、森林環境税は含まれておりません。従いまして、令 和6年度の年金特徴にかかる方の森林環境税は、10月以降の本徴収で徴収することになります。次に、企業から徴収する特別徴収につきましては、6月からの徴収になりますが、その前に企業への通知、賦課決定をする必要があることから、この改修につきましては、4月中旬を目処に決定していく考えでいます。次に、個人から徴収する普通徴収でございますが、こちらは6月には通知を送る形になります。こちらにつきましては、システム改修につきましては、5月中旬を目処に改修していきたいと考えております。以上でございます。

議 健康こども 課 長

( 吉筋惠治 君 )朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈礼子 君 )健康こども課長です。

川岸議員の二点目以降のご質問にお答えさせていただきます。

13・14ページ、3款2項1目の子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)の給付の関係でございます。

まず、これについては申請する形で漏れがないかということだったと思うんですけども、この対象者が住民税均等割の非課税世帯、それから家計急変の世帯が対象でございます。住民税均等割の非課税につきましては、前年度の対象とさせてもらっておりますので、申請ではなくということで、これについてはそのまま対象とさせてもらっております。家計急変につきましては申請という形になりますので、急変があった方については、申請を漏れなくしていただいていると思っております。

それから事務費の返還ですが、349千円の返還ということですが、これにつきましては、当初、事業費の補助額として3,120千円を受け入れております。実績としまして2,771千円ということで、引きますと349千円の返還という形になります。内容につきましては、ここに挙げておりました時間外の手当が30万ほど減っているということで、その分の返還となっております。

それから、その下の児童手当費でございます。これにつきましては、当初より 0 から 3 歳のお子さんの支給の件数が増える見込

みということで増額とさせていただいておりますが、歳入が5・ 6ページとなります。児童手当につきましては、国庫負担、それ から県費から負担金をいただいている形になるんですけども、今 回、625千円の増額ということで、それに対する国庫の負担金に ついては1,100千円という形になります。ちょっと多くなるとい う形で、最終的に一般財源が減額となる形です。これは中身を言 いますと、0から3歳の被用者、厚生年金の加入の方についての 国庫負担の割合が45分の37ということで、かなり高い比率となっ ているということから、その分が増えると、国庫負担も増える形 になります。反対に、県の支出金であります16款1項1目の7. 児童手当県負担金につきましては、0から3歳の被用者、それか ら非被用者は増えてはいるんですが、それと同等ぐらいに3歳以 上の方、特例給付も含めまして中学生のいる世帯の補助割合とい うのが、こちらは0から3歳よりも負担の割合が大きくて、0か ら3歳の増えている分の負担割合が45分の4と低いということに なります。そうなると、この逆転現象が起きまして減額となると いう形になります。

それと、歳出の13・14ページ、3款2項3目の保育園費の中の国庫支出金等返還金です。それの保育所整備交付金過年度返還金17,185千円ということです。これは川岸議員おっしゃるとおり、プティ森町園の事業に係る返還金になります。返還の理由としましては、まずこちらの国への交付申請を上げる際ですが、事業費に関しまして、交付申請をした際は入札前の金額だったということ。それから、交付申請時に国の補助の対象となる経費以外のものも加算されていたということから、全体として補助対象となる事業費が減額になったということから、この返還となっております。交付申請をした際、国の補助対象経費が1億6,640万円だったんですが、実績としましてはこの国の補助対象費用というものが1億3,760万3,666円という形になって、2,800万円ぐらいの差額となります。そのうちの補助対象経費の3分の2が補助率ですので、

大体1,700万程度の返還となったということになります。以上です。

議 長 5番議員 ( 吉筋惠治 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) よくわかりました。続いていきたいと思います。

15・16ページの4款衛生費1項保健衛生費の予防費。インフルエンザの流行で、こども医療費扶助費が増えたというお話がありましたが、もう一点、未熟児養育医療費の扶助費が予算を上回ったということなので、この内容についてお聞きしたい。

それと、同じページの農林水産業費、天方宿泊施設等災害対応 支援金というのは、内容についてお伺いします。

そして、次の17・18ページ、建設課、県単事業負担金ということで、県道の袋井春野線と藤枝天竜線が、どの辺りでどういう内容の内訳であるのかということを伺います。

また、その下の土木費についても、河川維持管理費の場所と内容を伺います。

議 健康こども 課 長 ( 青筋惠治 君 )朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君)健康こども課長です。

川岸議員のご質問にお答えいたします。

15・16ページの 4 款 1 項 2 目の予防費、こども医療費の関係です。こども医療費の事務手数料と、こども医療費扶助費をそれぞれ補正予算を計上させていただいております。これにつきましては、川岸議員おっしゃったとおり感染症の流行ということで、季節性のインフルエンザ、それからアデノウイルス等による咽頭結膜炎とか咽頭喉頭炎、いわゆるプール熱等、それから今ちょっと流行り始めておりますが、ノロウイルスによる感染性胃腸炎だったり、春から夏にかけましてはRSウイルス等の流行もございました。そういった各種感染症の流行によりまして、こども医療費も昨年度よりもかなり高額になってきております。11月の支払時点で、昨年度の実績よりも1.2倍で扶助費が推移をしているとい

うことから、今後も増加が見込まれるという形で、不足分の7,30 0千円を計上させていただいております。それに伴いまして、事 務手数料もこれは一件いくらという形になりますけども、当初全 体で3万995件の件数を見込んでおりましたが、見込みとしまして 3万3,199件ということで2,204件が増えるという形で、それに事 務手数料の136円を掛けまして、300千円という形になります。

それから、未熟児医療費の扶助費でございます。こちらが1,800千円の補正予算となっております。未熟児養育医療につきましては、当初の予算としましては、実人数2人の延べ3件ということで件数を見込んでおりまして、今年度に入りまして、実際に未熟児養育医療を使う方が増えているということで、今現在、実3人の延べ11件という形になります。今回、未熟児養育医療で、かなり体重が少ないお子さんが1人いらっしゃって、1,000グラム未満を超低出生体重児というんですけども、その方が1人いらっしゃったということで、やっぱり長期の入院が必要となることから、この方が6か月ぐらい入院をするということで、未熟児養育医療費の部分が増えてきているということで、1,800千円の補正という形になりました。以上です。

議 長 産業課長 ( + 筋 惠 治 君 )長野産業課長。

(長野 了君)産業課長です。

川岸議員のご質問にお答えします。

説明書の15・16ページ、6款1項6目の中の産業振興事業費、 天方宿泊施設等災害対応支援金に係るご質問でございます。内容 をということでございます。

これにつきましては、皆さんご案内のように、6月2日の大雨によりまして、鍛治島橋の右岸側の県道大河内森線が流され、通行止めになりました。その際に鍛治島地区の生活道というのは、生活上の迂回路があり、それを通って生活の足は何とか確保できたわけでございますが、吉川キャンプ場を通ってはいけるのですが、やはり住民の方の生活、あとは当然道路が狭隘でございます

ので、そこに観光の来客を受け入れることとなると、混乱を招くということと危険性を配慮して、吉川キャンプ場につきましては、6月3日から6月30日まで休業をしました。それに対する支援金ということで、昨年度の6月の収入を参考に141千円のキャンプ場に対する支援ということでございます。

それと、コテージがございますけれども、そちらに係るものも ございます。これについては、そのときの大雨によって、今現在、 応急住宅ということで、災害が発生して、まず皆さんが避難所に 避難されると。その後、災害が落ち着いて避難所から住宅に帰る となったときに、住宅になかなか住めないとか住み難いという場 合に、計画によって、応急住宅を用意するというのが行政の役割 になってきます。その際、災害救助法というものがありまして、 今回それが適用されました。その中で、そういった方が数多くあ れば、町の役割としては、例えば町営グラウンド等を応急住宅の 建設用地として提供して、その後、県が建設をするという段取り になっています。今回、そういった方がそんなにすごく数多くは なかったということで、今現在、町営住宅に3世帯の方が、国交 省の法の適用の中で、そういった場合には住宅の料金をもらわず に、応急住宅として目的外使用という運用の中で住んでいただく という仕組みがございます。そういった中で、今、3世帯の方が いらっしゃいます。その中の1世帯の方が、それこそ鍛治島橋の 左岸側にお住まいになっておりまして、その方の住宅が汲み取り 便所であると。それと、やはり町営住宅に入る場合には、やはり 家財道具を車で運んだりしなきゃいけないということになるわけ でございますが、ご案内のように鍛冶島橋が両岸なったので通れ ないということで、その運び出しができるまでの間、コテージに ついて応急住宅の扱いをして、そちらを使っていただいたという ことでございます。ですのでそのコテージを住まわれた、使われ たときの宿泊料金を換算して、天方宿泊施設で478千円というこ とで、これを合わせまして、619千円の支援をしていくというこ

とになります。以上でございます。

議 長建設課長

( 岡本教夫 君 )建設課長です。

川岸議員のご質問にお答えいたします。

説明書の17・18ページ、8款2項3目、道路新設改良費の中の 県単事業負担金に関するご質問でございます。

県単事業負担金につきましては、3か所の工事予定箇所ということでございます。まず一つ目でございますが、県道袋井春野線、三倉大府川地内でございます。こちらについては、長寿橋の旧橋の撤去、それから旧橋の撤去に伴う護岸復旧工事ということで、工事費が18,930千円ということで聞いております。二番目ですが、県道藤枝天竜線の三倉中野地内、道路拡幅工ということで、延長97メートル。工種としましては、法面工と舗装工ということでございます。こちらについては、工事費が42,520千円ということでございます。三つ目でございますが、同じ藤枝天竜線ですが、こちらは上野平地内の道路拡幅工、延長が50メートル、擁壁工と舗装工ということでございます。工事費が14,890千円ということです。今、申し上げました3か所の工事費の10パーセントが、負担金として今回補正で上げさせていただいております1,134千円ということでございます。

それから、8款3項2目、河川維持改修費の公有財産購入費でございます。こちらにつきましては、県道山梨一宮線バイパス事業に伴う水路付け替え用地費ということでございまして、山梨一宮線の円田工区ということでございます。

県単事業負担金の答弁でございますが、当初予算は6,500千円 でございましたが、先ほどの事業費によりまして、不足分の計上 ということでございます。

それから、今の山梨一宮線の河川改修用地費ということでございますが、歳入の5・6ページ、16款1項4目、土木費県負担金ということでございます。静岡県から用地買収費をいただきまし

て、町が買収するということでございます。詳細につきましては、 バイパス事業に伴う排水路と用水路の付け替えということでござ いまして、面積が約295平方メートルを用地買収するということ でございます。場所につきましては、円田地内、一部谷中地内も 入りますが、元の谷中の駐在所のあったすぐ北側付近になります。 以上です。

議 長 ( 青筋悪治 君 )ここでしばらく休憩とします。

( 午後 0時01分 ~ 午後 1時00分 休憩 )

( 吉筋惠治 君 )休憩前に引き続き会議を再開します。 議 長

5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子 君 )以前の質問は、了解いたしました。

19・20ページの災害復旧費の鍛冶島橋の電柱移転補償ですけれ ども、8,000千円ということでちょっと高額じゃないかなと思っ て、その内容を伺います。

そして、7・8ページの歳入のところです。ふるさと応援寄附 金の見込みが2億円増額したということで、ふるさと納税のこの 寄附金は、非常にありがたい財源になっているんですけれども、 一時期、納品ができずに中止していたというようなお話も聞いて いますので、今の現状と、来年度の予想というか展望をどう考え ておられるか、お願いします。

議 長 建設課長

( + 筋 惠 治 君 ) 岡本建設課長。

( 岡本教夫 君 )建設課長です。

ただ今の川岸議員のご質問にお答えいたします。

説明書の19・20ページ、11款2項1目、公共土木施設災害復旧 事業補償金ということでございまして、8,000千円の計上が高額 ではないかということでございます。

この内訳でございますけれども、中部電力の電柱移転、これに つきましては、3本の移転が必要となりまして、新しい柱を3本 立てます。元の柱については、2本を抜くという作業をしていた だくということと、中電の電線を移設してもらうと。まず、これ

が一つ目でございます。二つ目がNTTの架空線ということで、NTTにつきましては、ちょうど鍛治島の本村地内になるんですが、あそこに基地局がございまして、非常に重要な幹線線路であるということを聞いておりまして、ここになかなか時間と費用が必要ということで、最初の立会いのときに言われていまして、こちらが一番高額になるという形になっております。それから三つ目としまして、鍛治島の共同テレビの線がございまして、こちらは株式会社シーテックさんというところに委託して移設をお願いするわけですが、以上の3事業者についての電柱及び架空線についての移転補償金ということでございます。以上です。

議 長 企画財政 課 長 ( 青筋惠治 君 ) 佐藤企画財政課長。

(佐藤嘉彦君)企画財政課長です。

ただ今の川岸議員のご質問にお答えをいたします。ふるさと寄 附金の関係でございます。

今回、2億の補正計上させていただいております。これにつきまして現在の状況ということでございますけども、本年度の上半期4月から9月末までで、ここで約2.1億円の寄附金をいただいているという状況でございます。そして下半期を考えたときに、昨年度の令和4年度の下半期の寄附金が約4.1億円強という寄附金をいただいておりますので、これと同程度あるいはそれ以上と見込み、今回、合計7億円ということで、差し引きの2億円を計上させていただいているということでございます。この主なものについては、やはり電動アシスト自転車の返礼品の影響が非常に大きいと考えているところでございます。これにつきましては、現在、会社と打合せをしながら、車種の追加等も検討しながら、返礼品の拡充に努めているというところでございます。

そして、来年度の展望ということでございますが、これにつきましては、本年も制度改正がございましたので、そういった制度、ルールを遵守しながら、一方では新規返礼品、あるいは返礼品の拡充といったものにも取り組んでいきたいと。併せてふるさと納

税返礼品のPRといったところにも取り組んでいけたらと考えているところでございます。特に来年度の目標額というところは、やはり寄附金ということでいただくものでございますので、個別具体的に何億というところまでは申し上げることはできませんが、今年度並みあるいは今年度以上の寄附金をいただけることができるように、PRと返礼品の拡充、新規開拓といったものに取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

議長

( 吉 筋 惠 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

8番、中根信一郎君。

8番議員

( 中根信一郎 君 ) 8番、中根信一郎です。

説明書12ページ、2 款 4 項 1 目の住民生活課の委託料に関して、 住民基本台帳システム改修委託料並びに戸籍附票システム、それ と戸籍システム改修委託料ということでありますが、この改修の 内容といいますか、どういった改修になるのか、それについて。

ただ今出ました10ページ、2款2項1目、企画財政課のふるさと納税の関係でございます。委託料の中に返礼品等のものも入っているのかなと思いますが、入っていないようであれば別ですが、返礼品に関してですが、手続きが複雑だというようなことを返礼品を扱っている方から伺いますので、その辺のところを簡素にできるような方法があるのかどうか。その辺関連で申し訳ありませんが、その二点をお伺いをいたします。

議 長 住民生活 課 長 ( 吉筋惠治 君 )鈴木住民生活課長。

( 鈴木知寿 君 )住民生活課長です。

ただ今の中根信一郎議員からの一点目の質問にお答えをいたします。

11・12ページ、2款4項1目、戸籍住民基本台帳費の中の委託料(電算関連)というところで、3本のシステム改修ということで委託料を計上しております。こちらにつきましては、提案理由の説明の中では、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記といったところの委託料ということで説明をしております。まず、

こちらにつきましては、マイナンバーカードが法の改正等によって、令和6年5月末までに施行ということで、海外転出後も引き続き利用が可能になるという予定になっております。それに合わせて、海外でもマイナンバーカードが身分証明書として機能が発揮できるように、カードに氏名をローマ字表記をするというような形の構想があります。このカードに氏名のローマ字表記を行うということに当たって、その元となる振り仮名を設定する必要があるということで、それを戸籍法と絡めて戸籍法の中で振り仮名をつけるといったところが、一つ目的になっております。

現在は、戸籍につきましては、振り仮名というものが振られておりません。住民票に振り仮名というのはあるんですけれども、ここにあります戸籍の附票システムとか、あるいは戸籍システムといったものには、振り仮名というものは、今のところ法の中で求められていないということでついておりません。その中で、まず住民基本台帳システムに載っている振り仮名を、これを戸籍の附票システムに紐付けをするという形のもの。それから、戸籍の附票システムから戸籍システムに振り仮名を振るという形の改修になります。

それで、国では戸籍システムの改修を行いまして、振り仮名がついた場合には、そこの部分をつけて、各本籍それぞれに通知書、届け出書を作成して、ご本人宛にその振り仮名が正しいかどうか確認をしていただくということで発送するといった作業になっております。予定では1年程度ですけれども、その間に回答をして、そのデータが戸籍の附票システムに入り、それから住民基本台帳システムのそこの部分に振り仮名のデータが入ってくるという一連の流れになっております。

こちらにつきましては、それぞれシステムが独立しております。 また、住民基本台帳法、それから戸籍法ということで、国でも総 務省と法務省で管轄をしていると言ったところがございます。補 助金につきましても、総務省と法務省からの補助金といったとこ ろがございます。歳入につきましては2本、5・6ページ、マイナンバーカードというところで、これは総務省からの補助金。それから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては戸籍事務ということで、こちらは法務省からの補助金というところです。今回のシステム改修につきましては、国で10分の10、それからマイナンバー関連につきましては、人口で1万人から3万人の場合のシステム改修の場合の想定事業費といったところで計算されているものですから、10分の10ではありませんけれども、8,691千円ということで国からの補助金の歳入があるというところで計上をさせていただいております。以上です。

議 長 企画財政 課 長

( 告筋惠治 君 )佐藤企画財政課長。

(佐藤嘉彦君)企画財政課長です。

中根信一郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ふるさと納税業務委託料の中に返礼品が含まれているかということでございます。これにつきましては、含まれております。参考までに申し上げますと、このふるさと納税業務委託料79,610千円、この中に返礼品と送料代を合わせた額で申し上げますと、65,200千円。これが返礼品代、送料代ということになっております。

それからもう一点ですが、ふるさと納税、ふるさと寄附金の際の手続きが煩雑という声をいただいているというご質問です。具体的にどこのどういったところが複雑と感じているのかというのが不明でございますので、明確なお答えはできませんが、そういったご意見をいただければ、改善することが可能かどうか。当然制度上の制約というのもございますので、そういったところも含めて検討させていただくことは可能かなと考えているところでございます。以上です。

議 長 8番議員

( 吉筋惠治 君 )8番、中根信一郎君。

( 中根信一郎 君 ) ふるさと納税の関係については、改善できる範囲でできるだけしていただければありがたいかなと思いま

す。

住民課の関係のシステム改修の関係ですが、現状、私達もマイナンバーカードを持っている方、持っていない方もいらっしゃるかもしれませんが、持っている関係で、1年ぐらいデータを集めてから、振り仮名表記をするというようなことになっているかと思います。その先の手続き上のことというのは、今あまりわからないのかもしれませんが、個人で持っているようなものを、これから交換するという形になるのか。それとも、新たなものを送っていただけるみたいな形になるのか。その辺もしわかれば、お伺いをいたします。

議 長 住民生活 課 長 ( 青筋惠治 君 )鈴木住民生活課長。

( 鈴木知寿 君 )住民生活課長です。

ただ今の中根信一郎議員からの再質問にお答えをいたします。

マイナンバーカードの関係で、ローマ字表記といったところが 目的になっているというところでございます。こちらにつきまし ては、国のスケジュールの全体の予定では、令和8年度中にマイナンバーカードの氏名の振り仮名の記録を完了するというような 形の計画になっております。従いまして、そういったところでいきますと、まだマイナンバーカードに振り仮名とかあるいはローマ字といったところが表記されるというのは、まだ数年かかのではないかという形になっております。まだ具体的にカードの記載要領等も、今ある氏名の上なのか、横なのか。あるいはローマ字も、どの部分に表記されるのか。カードが更新がされるのかといったところの具体的なところが、詳細がまだ入っておりませんので、そういったところにつきましては、また今後、推移を見守りながら、情報が入り次第、住民の皆さまには丁寧にお知らせをしていきたいということで考えております。以上です。

議長

( 吉筋惠治 君 )他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 吉筋惠治 君 )「質疑なし」と認めます。

- 50 -

时 八

日程第5、議案第82号「令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子 君 )説明書の7・8ページ、歳出を見ればヘルスアップ事業の国保の返還金ということだったんですけれども、その前の歳入の5・6ページを見ると、先ほどの出産の方の被保険者の税金の免除分を、国保税ではなくて一般会計から繰り入れるということを表すためにこの補正をしたのかなと思ったんですけれども、わざわざこの補正を立ち上げた意味みたいなものをお願いしたいです。

議 長住民生活

長

課

( 吉筋惠治 君 )鈴木住民生活課長。

( 鈴木知寿 君 )住民生活課長です。

ただ今の川岸議員からのご質問にお答えをいたします。

補正予算の5・6ページということで、6款1項1目、一般会計繰入金31千円といったところかと思います。こちらにつきましては、まず産前産後の保険税につきましては、一般会計から免除額相当分を繰り入れるといったところが法で決まっておりますので、それに基づいてこの繰入額を計算して計上したという形になっております。

それから、こちらにつきましては、今回、厚生労働省からの減免に当たっての通知といったものが8月に来ております。その中で5年度分の繰入額の算定につきましては、令和5年4月から10月までに出産された対象者の方の部分を対象として計算して、その部分を上げてくださいといった通知が来ております。今年度3月、それから4月に国保の方で出産された方が4名ほどいらっしゃいます。今年の3月、4月に出産をされております。例えば3月に出産された方ですと、2・3・4・5ということで4か月分が対象になるものですから、その中で5年の分でございますので

4月・5月の2か月分が対象になっております。4月の方につき ましては、4・5・6月ということで、3か月分が対象になって おります。その4名の方の対象となる所得割、それから均等割の 合計額を計算しますと、所得割が5万304円、均等割が2万584円と いうことで、合計で7万888円になります。これが所得割、均等割 免除額の合計額になります。これに対しまして、今回につきまし ては、この総額に対して7分の3を乗じた額を今回の繰入額とす るといったところで、国からそういった通達があったものですか ら、今の7万888円に係数であります7分の3をかけて、3万380円 ということで31千円を一般会計から繰り入れるといったところで ございます。7分の3につきましては、分母の7につきましては、 この令和5年4月から10月の7か月分ということで、7分という 形になっています。3につきましては、令和6年1月から3月分 を見据えてということでの3ということで、係数を国で換算して その通知があったということで、計算をさせていただいて計上さ せていただいているということでございます。以上です。

議長

( 青筋惠治 君 )他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉筋惠治 君 )「質疑なし」と認めます。

日程第6、議案第83号「令和5年度森町介護保険特別会計補正 予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君 )システム改修の委託料というのが出ているんですけれども、このシステム改修は、どのような介護保険の制度の変更があるか、わかればお願いします。8ページ、委託料、介護保険システム委託料7,733千円です。介護保険制度の何か変更のためにシステムを改修すると思うんですが、その変更の内容をお願いします。

議 長

( 青筋惠治 君 )小澤福祉課長。

福祉課長

( 小澤貴代美 君 ) 福祉課長です。

ただ今の川岸議員のご質問にお答えいたします。

介護保険特別会計の補正予算説明書の中で、7・8ページに計上させていただきました、歳出の1款1項1目一般管理費のうち、委託料です。介護保険システム改修委託料の内容についてのご質問かと思われます。

これについては、現在も国でさまざまな福祉関係のニュースが 出ておりますけど、その中で介護報酬の改定がということで、大 変話題になっているところです。その中でも国からの指示におき ましては、令和5年度において改修をしなければならないものに ついては、5年度中に各補正予算を上げて対応するようにという 指示が来ております。その中で、今回どれだけの改修が必要にな るのかというところで、まだ国でも検討中の部分がありますが、 今はっきりとわかっている部分については、保険料の徴収の仕組 みの中で、現在、所得段階を9段階に分けて保険料をいただいて おります。この9段階の保険料の段階を、次は13段階に増やして いくというところで、今、検討が進められており、この仕組みの 改修については、対応が必要というように考えられております。 詳しくは、この最終的に高額の9番目の段階のところを増やして いくというように、通知の中では読み取りをしているところです。

その他には介護サービスの加算について、それから今までは読み取りをこのサービスについて何点とかというところをしていたんですけども、例えば訪問と通いを複合化するというところが今検討されておりまして、こういったところも国で決定すれば、5年度中に6年度の運営に向けてシステムを改修しておかなければならない部分として認識しておりますので、この部分の改修を委託していきたいと考えております。以上です。

議 長 5 番議員

( 吉筋惠治 君 )5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 今のご説明で、令和5年度中に改修が必

要ということで予算が上がっているということですが、ちょっと わからなかったのが、高額の9番目を増やしていくというのは、 介護保険料として高くなっていくということなんでしょうか。

議 長 福祉課長 ( 小澤貴代美 君 ) 福祉課です。

ただ今の川岸議員のご質問にお答えします。

内容的にはこの9番目のところを分割していくというよう内容 で、それぞれの所得に応じた分割をして、それぞれの皆さまの生 活に合わせた保険料に設定がされていくというように解釈をして おります。この9番目のところを5分割にしていくほかに、1か ら3段階についても、保険料を更に低く設定をしていこうという ことで、通知では読み取りをしているところです。以上です。

議 長 ( 吉筋惠治 君 )他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 吉筋惠治 君 )「質疑なし」と認めます。

日程第7、議案第84号「令和5年度森町水道事業会計補正予算 (第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子 君 ) 5,000千円の突発的な修繕のためという ことで、2ページの収益的収入及び支出ですけれども、この突発 的な修繕というのは、何か具体的なものがあるのか。何か冬に向 けての予備的な財源の確保なのかというところをお尋ねします。

議 長

( + 筋 惠 治 君 )鈴木上下水道課長。

上下水道

( 鈴木孝佳 君 )上下水道課長です。

課 長 川岸議員のご質問についてお答えをします。

今回の補正の5,000千円についての内容ということでございま すけども、今回の補正につきましては、3条予算、収益的支出の うち、漏水修理等に対応するための修繕費の予算不足が見込まれ るため、5,000千円を補正するものであります。当初予算13,000 千円に対して、10月末までに漏水箇所を行った29か所の支出見込み額が約1,284万円となっており、また、過去5年間における11 月から3月末までの平均の修繕費が460万円となっておりますので、このことに対して、支出に対して予算が不足することが見込まれるため、5,000千円を補正するものでございます。以上です。

議長

( 青筋惠治 君 )他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉筋惠治 君 )「質疑なし」と認めます。

日程第8、議案第85号「静岡県市町総合事務組合の規約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 青筋惠治 君 )「質疑なし」と認めます。

日程第9、議案第86号「森町道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、中根幸男君。

10番議員

( 中根幸男 君 )10番、中根幸男です。

森町道路線の認定に係る円田・谷中線について、お伺いをいた します。

この路線は、現在、県道山梨一宮線として県が管理をいたしております。過去の事例から見ますと、バイパスであるこれはインター通り線になるものですけれども、この路線が新設されてから、町が旧道を引き継ぐという事例が多かったというように思っております。今回、新設前に認定に至った経緯と、バイパスが開設されるまで工事年数も数年かかると思いますが、この間の管理はどのようになるか伺いたいと思います。

議長

| ( 告筋惠治 君 ) 岡本建設課長。

建設課長

( 岡本教夫 君 )建設課長です。

ただ今の中根幸男議員のご質問にお答えいたします。

県道のバイパス事業の実施につきましては、事業完了後の旧道、 現道の扱いにつきまして、事前に県と町の間で管理移管の協議が 行われ、県から旧道引継ぎについての覚書の交換ということで、 これにつきましては昭和42年に最初の文書があるんですが、最近 ちょっと新しくなりまして、令和2年3月に覚書の交換について ということで文書が発出されております。こちらの中で、事業実 施に伴う用地買収前までに町道の認定をしてくださいということ が求められております。なお、この山梨一宮線のバイパス事業に つきましては、県と町の間で平成29年度末に引き受けの協議書を 取り交わし、実施されております。

それから今回の町道認定によりまして、一時的に県道と町道が 二重に認定されるという形になりますけれども、この協定の中で、 バイパス整備が完了し、供用開始となるときに全面的に移管され るということになっております。従いまして、県道バイパス部の 工事が全て完了し、供用開始されるまでにつきましては、事実上 の管理者は引き続き静岡県ということになります。また、この協 定書の中で、補修の必要性が認められる場合は、引き継いだ後で も3年間は舗装の補修等の軽微な補修につきましては、県が実施 するということとされております。以上です。

議長

( 吉 筋 惠 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉筋惠治 君 )「質疑なし」と認めます。

日程第10、認定第11号「令和4年度太田川原野谷川治水水防組 合会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長

議

長

( 吉筋惠治 君 )「質疑なし」と認めます。

ここで暫時休憩とします。

( 午後 1時35分 ~ 午後 1時39分 休憩 )

( 吉筋惠治 君 )休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11、「静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」 を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合 規約第7条第2項の規定により、町議会議員区分から4人を選出 することになっております。

このたび、町議会議員から選出すべき議員のうち、2人の欠員 が生じたため、その補充のため候補者を募ったところ、候補者が 3人となり選出すべき定数を超えたため、投票による選挙が行わ れるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、全ての 町議会の選挙における得票総数により当選人を決定することにな りますので、森町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の 報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りします。

選挙結果については、森町議会会議規則第33条の規定に関わら ず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告するこ とにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

( + 筋 惠 治 君 ) 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、森町議会会議規則第33条 の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連 合に報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

( 議場を閉める )

議 長

次に、立会人を指名します。 森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に亀澤 進君、増田恭子君及び清水健一君を指名します。 投票用紙を配ります。 念のため申し上げます。 投票は、単記無記名です。 ( 投票用紙の配布 ) ( 吉筋惠治 君 )投票用紙の配布漏れは、ありませんか。 ( な し ) ( 吉筋惠治 君 )「配布漏れなし」と認めます。 投票箱を点検します。 ( 投票箱の点検 ) ただ今から投票を行います。 事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願いま す。 ( 内藤豊久 君 ) ただ今から点呼しますので、順番に投票 願います。 ( 点 呼 ) ( 投 票 ) ( 吉筋惠治 君 )投票漏れは、ありませんか。 (なし) ( 吉筋惠治 君 )「投票漏れなし」と認めます。 投票を終わります。 開票を行います。 **亀澤進君、増田恭子君及び清水健一君の開票の立会いをお願い** します。 吉筋惠治 君)選挙の結果を報告します。

( 吉筋惠治 君 ) ただ今の出席議員数は、11人です。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票です。

有効投票のうち、遠藤豪君1票、遠藤嘉規君0票、西田彰君10 票、以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

( 議場を開く )

( 吉筋惠治 君 )以上で、本日の日程は全部終了しました。 次回の議事日程の予定を報告します。

12月19日午前9時30分、本会議を開き、一般質問を行います。 本日は、これで散会します。

( 午後 1時51分 散会 )